

2025 年度神戸市防災士育成事業補助金

募集要項

1. 補助の内容

(1) 申請期間

2025 年 6 月 16 日（月）～2026 年 2 月 27 日（金）

※開講日の 4 週間前までに交付申請が必要です。

※予算上限（50 人分）に達し次第、終了となりますので、早めの申請をお願いします。

(2) 補助対象者

①～③のすべてに該当する方

①神戸市内の防災福祉コミュニティ・自治会等地域団体の構成員であり、所属する防災福祉コミュニティ・自治会等地域団体の長の推薦を受けた方

②下記補助対象事業に記載の教育課程を受講後に、防災士の資格取得試験に合格した方

③推薦を受けた防災福祉コミュニティ・自治会等地域団体や居住地域において、長期にわたって防災活動の活性化に努めるとともに、発災時には避難所の開設・運営に携わることができる方。また、神戸市から防災関連事業への協力依頼があった場合には、可能な範囲で協力できる方。

④その他市長が特に必要と認める方

※同一の補助対象者につき 1 回限りとなります。

※不合格の場合は不支給となります。

※各地域団体からは概ね 2～3 名程度の推薦としてください。

(3) 補助対象事業

以下のいずれかの教育課程を受講し、防災士資格を取得すること。

①兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」

<https://www.fire-ac-hyogo.jp/leader/>



②特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が行う「防災士研修講座」

<https://bousaisi.jp/license/municipality/training/#anchor04>



(4) 補助金額

以下に記載の経費の合計額【上限 70,000 円】

※交通費は上限 5,000 円（公共交通機関利用の場合は、補助事業対象者が当該講座の受講終了までに、居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所への移動に要する費用のうち、最少金額とする。自家用車利用の場合は、補助事業対象者が当該講座の受講終了までに、居住地から受講場所への移動に要する経費として、神戸市旅費条例第 13 条を参照し補助する。）

①「ひょうご防災リーダー講座」受講の場合

- ・教材、教科書等
- ・資格取得試験の受験料
- ・特定非営利活動法人日本防災士機構への登録料
- ・交通費

② 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が行う「防災士研修講座」

- ・研修受講料
- ・資格取得試験の受験料
- ・特定非営利活動法人日本防災士機構への登録料
- ・交通費

2. 申請の流れ

※申請書一式は神戸市ホームページよりダウンロードしてください。



<https://www.city.kobe.lg.jp/a70034/bosai/prevention/evacuation.html#bousaishi>

(1) 受講前

- ・ご自身で「1. 補助の内容 (3)補助対象事業」に記載の講座に申し込み
 - ・受講する講座の開講日の4週間前までに下記提出先へ以下の書類を郵送で提出
※予算上限（50 人分）に達し次第、終了となりますので、早めの申請をお願いします。
- <提出書類>
- ・神戸市防災士育成事業補助金交付申請書兼推薦書
 - ・支出予定書
 - ・交通経路届
 - ・受講の申し込みをしたことが分かる書類の写し
- ・提出いただいた書類を審査後、補助金の交付を決定した時は神戸市から申請者に

「神戸市防災士育成事業補助金交付決定通知書」を、補助金の不交付を決定した場合は「神戸市防災士育成事業補助金等不交付決定通知書」を送付します。

(2) 防災士資格取得試験合格通知受領後

- ・補助対象事業となる講座を受講し、防災士の資格取得試験の合格通知を受け取ってから、30 日以内に下記提出先へ以下の書類を郵送で提出

<提出書類>

①「ひょうご防災リーダー講座」受講の場合

- ・神戸市防災士育成事業実績報告書
- ・「ひょうご防災リーダー講座」修了証明書の写し
- ・防災士の資格取得試験の合格通知の写し
- ・補助対象経費（交通費は除く）の支払いを証する書類の写し
- ・交通経路届に変更があった場合は「交通経路届（変更）」
- ・神戸市防災士育成事業補助金請求書

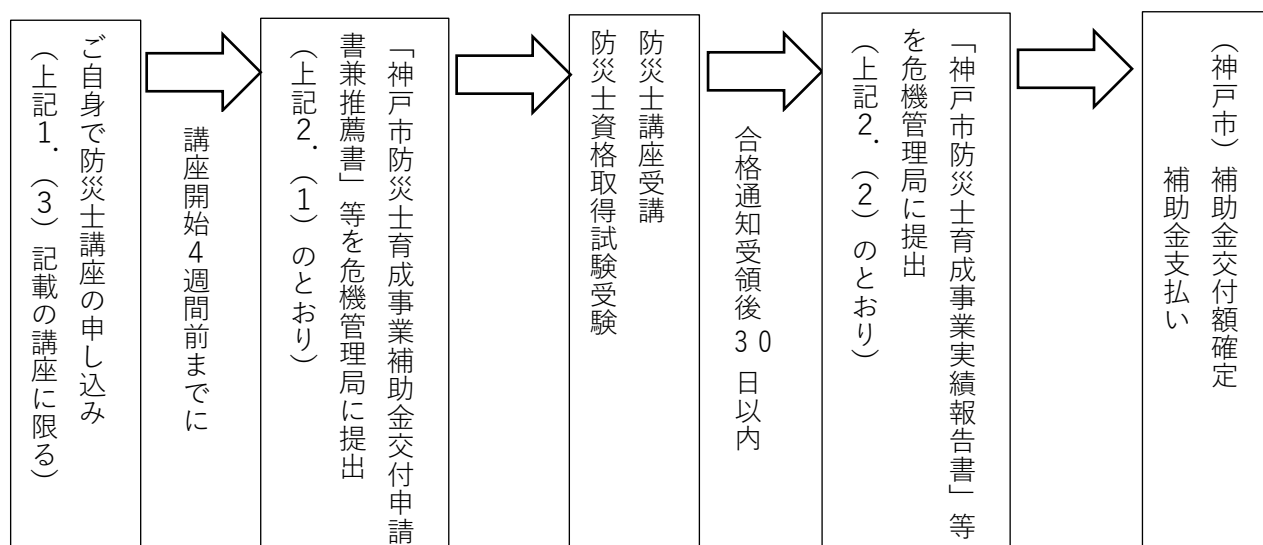
②特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が行う「防災士研修講座」

- ・神戸市防災士育成事業実績報告書
- ・防災士の資格取得試験の合格通知の写し
- ・補助対象経費（交通費は除く）の支払いを証する書類の写し
- ・交通経路届に変更があった場合は「交通経路届（変更）」
- ・神戸市防災士育成事業補助金請求書
- ・提出いただいた書類を審査後、補助金の交付額の確定を行い、補助事業対象者に補助金の支払いを行います。

※不合格の場合は「神戸市防災士育成事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書」と防災士の資格取得試験の不合格通知の写しを提出してください。

※補助金申請の流れと問い合わせ・提出先は次ページをご確認ください

《補助金申請の流れ》



《よくあるご質問》 ※神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/2173/shitumonzikou.pdf>



問い合わせ・提出先

神戸市危機管理局防災企画課（被災者支援担当）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話 078-322-5171